

意見案第 1 号

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び富良野市議会会議規則（昭和 62 年議会規則第 1 号）第 13 条の規定により提出する。

平成 26 年 9 月 18 日

提出者 富良野市議会議員 渋谷正文 ㊟

賛成者 同 広瀬寛人 ㊟

同 同 今利一 ㊟

同 同 大栗民江 ㊟

同 同 萩原弘之 ㊟

同 同 岡野孝則 ㊟

同 同 日里雅至 ㊟

—提出先— 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書

手話は、音声聞こえない、聞こえにくい、音声で話すことができない、話しづらいう者にとって、日常生活や職場などで自由にコミュニケーションをとり、教育を受け、人間関係を育み、人として成長していくために、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法をもった必要不可欠な言語である。

2006(平成 18)年 12 月に採択された国連の障害者権利条約(条約第 8 号)には、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記され、手話が言語として国際的に認知されたほか、障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011(平成 23)年 8 月に成立した「改正障害者基本法」の第 3 条には、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定め、2013(平成 25)年 11 月衆議院本会議、12 月参議院本会議において全会一致で締結が承認され、2014(平成 26)年 1 月に障害者権利条約を締結した。

しかし、同法第 3 条第 3 項には「可能な限り」という留保がついており、罰則もなく、ろう者が手話で生活する権利を守るには、これだけでは不十分である。

さらに、同法第 22 条では、国・地方公共団体に対して、障がい者の意思疎通のための情報確保の施策を義務付けていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、ろう者が自由に手話を使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境をつくるための法律を国として制定することが必要であると考えます。

よって、国会及び政府においては、上記の内容を踏まえた「手話言語法（仮称）」を制定するよう要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 25 日

富良野市議会